

## Ⅱ 持続可能性配慮型畜産推進（農業者等向け事業）

### 第1 事業の内容

#### 1 取組内容

本事業においては、AWに関する飼養管理指針に基づく、家畜の飼養管理の普及拡大、畜産GAPの認証取得農場数の増加、国産畜産物に対する評価の向上等に向けて、畜産GAPの認証取得、推進等の取組を支援するため、別添2-1に従って、以下の取組を行うものとする。

なお、事業実施主体は、以下の取組のうちの一部のみを実施することもできるものとする。

また、事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部を他の民間団体に委託することができるものとする。

#### (1) アニマルウェルフェア配慮型飼養管理推進

AWに配慮した飼養管理への取組を推進するため、次の取組を行う。

##### ア 持続可能性配慮型飼養管理推進等

国内における飼養管理や畜産物の流通等の実態の調査、多様な飼養形態におけるAW向上に関する科学的知見の収集、AW普及のための広報コンテンツの整備、国際機関や諸外国等におけるAWに関する検討・実施状況の調査、地域ごとにAWの指導役となる人材を育成するための研修会の開催、畜種ごとのAWに配慮した飼養管理の普及推進のための検討及び検討の結果を踏まえた事業成果の普及等を行う。

##### イ 持続可能性配慮型飼養管理に係る取組の実施率向上に向けた取組

生産者団体が実施する畜種ごとのAWに配慮した飼養管理や畜産物の流通等の実態調査、AWに配慮した飼養管理の実施率向上のための検討会の開催、マニュアル作成等を行う。

また、生産者団体が作成するマニュアル等に基づく、生産者集団が実施する資質向上のための勉強会の開催等を行う。

#### (2) 畜産GAP認証審査支援

畜産GAPの認証審査を推進するため、審査を行う者の育成に必要な畜産GAPに関する専門知識に関する研修会、審査機関の増設等認証機関による認証取得の推進に必要な取組を行う。

#### (3) 畜産GAP認証拡大支援

畜産GAPの認証の高度化により取得を拡大するため、他の認証スキームとの差分審査等の検討、国内における実需者・消費者の畜産GAPの認知度及び評価の向上のためのニーズ調査及び検討会、畜産GAP評価分析のための検討会等の取組を行う。

### 2 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えていること。

イ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

ウ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

エ 事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）の試行実施について」（令和7年12月26日付け7環バ第355号農林水産省大臣官房バイオマス政策課通知）の「みどりチェック」チェックシートに基づき、事業実施期間中に取り組む内容を実施計画書、事業実施後に取り組んだ内容を実績報告書に添付し、畜産局長に提出するものとする。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うため、特別な事情がない限り応じることとする。

(2) 本要領別表1の8(2)に掲げる協議会とは、第1の1の取組の全部又は一部を行う能力を有する者で構成されるものであって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められていることを要するものとする。

(3) 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

### 3 成果目標の設定

#### (1) 成果目標

##### ア アニマルウェルフェア配慮型飼養管理推進（別紙8のⅡの第1の1(1)）

事業実施主体はAWに配慮した飼養管理への取組拡大や理解醸成を図るため、AWに関する飼養管理指針に係る畜種等ごとのチェックリスト等を活用して、AWに配慮した飼養管理の実施率の向上等の具体的な成果目標を設定することとする。

##### イ 畜産GAP認証審査支援、畜産GAP認証拡大支援（別紙8のⅡの第1の1(2)(3)）

全国でのべ1150農場（団体認証の場合は、当該団体を構成する農場数を計上するものとする。）以上の認証取得を実現するため、実施する取組に応じ、畜産GAP認証取得農場数の増加や、畜産GAPに関する理解向上など、具体的な成果目標を事業実施主体が設定することとする。

#### (2) 目標年度

(1)に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

### 4 審査基準

本要領別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

#### (1) 我が国におけるAW及び畜産GAPに関する理解

ア AW及びGAPに係る国際的な動向について理解しているか。

- イ 国のAW及びGAP関連施策について理解しているか。
  - ウ AW及び畜産GAPをめぐる状況について理解しているか。
  - エ JGAP畜産の認証制度について理解しているか。
  - オ JGAP畜産の認証取得状況について理解しているか。
- (2) 我が国におけるAWに配慮した飼養管理の普及推進、畜産GAP認証の取得に向けた理解
- ア AWに配慮した飼養管理の普及推進及び畜産GAP認証取得の必要性について理解しているか。
  - イ 過去に畜産AW及び畜産GAPに関連する取組を行ったことがあるか。
  - ウ AWに配慮した飼養管理の普及推進及び畜産GAP認証取得の取組に向けて、課題が具体的に整理されているか。
  - エ AWに配慮した飼養管理の普及推進及び畜産GAP認証取得の取組に向けた具体的な成果目標が設定されているか。
  - オ 畜産の生産現場の実態を把握しているか。

## 第2 事業実施計画等

### 1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領本体第5の1に基づき、別添2-2により事業実施計画を作成し、交付申請書に添えて畜産局長に提出するものとする。ただし、交付等要綱の別記様式第1号及び第3号に添えて事業実施計画を提出する際は、別添2-2の提出は不要とする。

### 2 事業の承認

畜産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、相当と認める場合は交付決定により事業実施計画を承認するものとする。

## 第3 点検評価等

### 1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第6の1に基づき、別添2-4により事業実施報告書を作成し、畜産局長に報告するものとする。

### 2 事業の評価

- (1) 事業実施主体は、本要領本体第7の1(1)に基づき、別添2-5により自己評価を行い、畜産局長に提出するものとする。
- (2) 本要領本体第7の1(2)に基づく評価所見は、同項の規定に関わらず、別添2-7に記入するものとする。

## 第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和8年度から令和12年度までとする。

## 第5 その他

### 1 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添2-8により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業

の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに畜産局長に報告するものとする。

なお、畜産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

(2) 畜産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

(3) 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、畜産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

## 2 管理運営

畜産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

## GAP 拡大推進加速化（持続可能性配慮型畜産推進）の実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、本事業を実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

### 1 総則

(1) 本事業の補助対象経費は、本要領別表 1 の 8 (2) の補助対象経費の範囲のうち、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

#### (2) 申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。

ア 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

イ 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当。）

ウ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

オ その他当該事業の実施に直接関連のない経費

カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

キ 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）

(3) 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

### 2 持続可能性配慮型飼養管理に係る取組の実施率向上に向けた取組に関する支援対象者の要件（別紙 8 の II の第 1 の 1 の (1) のイの取組を行う場合に限る。）

我が国における AW に配慮した飼養管理の実施率向上のため、畜種ごとに農業者に対して当該飼養管理を指導する体制が整っている者とする。

### 3 持続可能性配慮型飼養管理推進等のうち AW 指導員の育成のための研修の支援対象者については、都道府県や市町村、農協等の職員など広く農業者に対し指導を行うことができる者であって、AW に配慮した飼養管理に関する指導を行う意欲がある者とする。

### 4 畜産 GAP 認証審査支援（別紙 8 の II の第 1 の 1 (2)）

#### (1) 畜産 GAP 審査体制の充実のための研修会に係る支援対象者の要件

本事業の完了後 1 年以内に、畜産 GAP 認証の審査を行う団体、法人等との間で契約を結ぶ等して、畜産 GAP 認証の審査活動に従事する意欲がある者とする。

#### (2) 畜産 GAP 審査機関の増設に係る支援対象者の要件

本事業の実施期間中に畜産 GAP 認証機関として認定取得の準備を進めることが確実である機関とする。

別添 2 - 2 (第 2 の 1 関係)

番 号  
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進実施計画の(変更)提出について

令和〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進(〇〇〇〇)を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長、令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知)第5の1に基づき、関係書類を添えて(変更)提出する。

注1 関係書類として別添2-3(事業実施計画)を添付すること。

注2 (〇〇〇〇)には、持続的生産強化対策事業推進費補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知)別表1の8(2)のいずれかの事業名を記入すること。

別添2-3 (事業実施計画) (第2の1関係)

第1 持続可能性配慮型畜産推進

1 総括表

事業名	事業内容		事業量	単価	事業費	負担区分		事業の委託	備考
	活動等	対象(者、地域等)				国庫補助金	事業実施主体		
ア アニマルウェルフェア配慮型飼養管理推進				円	千円	千円	千円	(1) 委託先 (2) 委託する事業の内容及びそれに要する経費	
イ 畜産GAP認証審査支援									
ウ 畜産GAP認証拡大支援									
合計									

2 事業の目的

## 第2 事業の内容

### ア アニマルウェルフェア（AW）配慮型飼養管理推進

#### a 持続可能性配慮型飼養管理推進等

##### (i) 国内の飼養管理、流通等の実態調査

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

##### (ii) 多様な飼養管理形態におけるAW向上に関する科学的知見の収集

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

##### (iii) 諸外国におけるAWに関する実態調査

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

##### (iv) 普及推進協議会の開催

会議名	開催時期及び場所	参加者数及び 参集範囲	内容	備考

##### (v) 広報コンテンツの整備

コンテンツ名	コンテンツの内容	制作・編集方法	HP掲載の 開始時期	備考

##### (vi) 地域ごとにAWの指導役となる人材を育成するための研修会の開催

会議名	開催時期及び場所	参加者数及び 参集範囲	内容	備考

##### (vii) 事業成果の普及（報告書の配布等）

部数	配布先	備考

#### b 持続可能性配慮型飼養管理に係る取組の実施率向上に向けた取組

##### ①生産者団体による取組

##### (i) 飼養管理の改善事例、当該畜産物の流通等の実態調査

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

##### (ii) 検討会（手法の検討・実施）の開催

検討会名	開催時期及び場所	参加者数及び 参集範囲	内容	備考

##### (iii) マニュアル作成のための検討会

検討会名	開催時期及び場所	参加者数及び 参集範囲	内容	マニュアル 配布部数	備考

(iv) 現地指導その他AWに配慮した飼養管理の実施率向上のための取組

実施時期及び場所	内容	備考

②生産者集団による取組

(i) 生産者集団による資質向上のための勉強会の開催

勉強会名	開催時期及び場所	参加者数及び 参集範囲	内容	備考

イ 畜産GAP認証審査支援

a 畜産GAP審査員育成の研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

b 畜産GAP審査員力量向上のための研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

研修会の形態は、原則オンライン方式と対面方式を組み合わせたハイブリット方式とするが、対面方式のみの場合はその理由を備考欄へ記載。

c 畜産GAP審査機関の増設

検討会・研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

審査機関受審の申請予定時期：令和 年 月

審査機関登録見込み時期：令和 年 月

ウ 畜産GAP認証拡大支援

a 他の認証スキームとの差分審査等の検討

内容	備考

b 畜産GAPの認知度及び評価向上のための実需者・消費者のニーズ調査等

(i) 国内ニーズ調査

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

(ii) 実需者、消費者の畜産GAP認知度向上のための検討会の開催等

検討会等名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	備考

(iii) 畜産GAP評価分析のための検討会等

検討会等名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	備考

第3 成果目標

--

## 「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.1	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	<input type="checkbox"/>
連絡先		報告時 (しました)	<input type="checkbox"/>

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	<b>環境関係法令の遵守等</b>	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
	<b>エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除</b>	
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>	
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
	<b>生物多様性への悪影響の防止</b>	
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農業取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

## ＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →

別添2-4（第3の1関係）

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進実施状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け第3農産3175号農林水産省畜産局長、令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知）第6の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（事業実施計画に準じて作成する。）

別添 2-5 (第 3 の 2 (1) 関係)

番 号  
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進(〇〇〇〇)  
〇) の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要領(令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3175 号農林水産省  
農産局長、令和 4 年 4 月 1 日付け 3 畜産第 1993 号畜産局長通知) 第 7 の 1 の規定に基づ  
き、別添のとおり報告する。

- 1 (〇〇〇〇) には、持続的生産強化対策事業推進費補助金交付等要綱(令和 4 年 4  
月 1 日付け 3 農産第 3174 号農林水産事務次官依命通知) 別表 1 の 8 (2) のいずれか  
の事業名を記入すること。
- 2 成果目標の具体的な内容、その達成状況等についての資料及び別添 2-6 (事業評  
価シート) を添付すること。

別添 2-6 (第3の2 (1) 関係)

持続可能性配慮型畜産推進 (〇〇〇〇) に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の達成状況	
成果目標の達成状況 についての評価	
事業の実施による効果 についての評価	
事業計画の妥当性 についての評価	
事業執行の適正性 についての評価	

別添 2-7 (第 3 の 2 (2) 関係)

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進 (〇〇〇〇) に関する事業評価票

事業実施主体名	
事業の概要	
成果目標の 具体的内容	
成果目標の 達成状況	
総合評価	A : 計画以上の成果が見られる B : 計画どおりの成果が見られる C : 計画どおりの成果が見られない
総合所見	

別添2-8 (第4の1関係)

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進(〇〇〇〇)  
〇) 収益状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち持続可能性配慮型畜産推進収益状況について、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長、令和4年4月1日付け3畜産第1993号畜産局長通知)別紙8のⅡの第4の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1 事業の内容                    |   |
| 2 補助事業に係る成果の企業化による収益の累計額   | 円 |
| 3 企業化に係る費用の総額              | 円 |
| 4 企業化利用割合                  | % |
| 5 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇畜産第〇号確定 | 円 |
| 6 前年度までの収益納付額              | 円 |
| 7 本年度収益納付額                 | 円 |

(算定根拠)

(注) 収益計画書等を添付すること。